

はぁーと工房ポップタイムケア事業実施要綱

1、 概要

- ・ 在宅の障害児・者の介護者が一時的に家庭で介護ができない場合、「はぁーと工房ポップ」にて一時的に介護サービスを提供します。一人年間300時間までの利用が可能です。
- ・ 介護者のリフレッシュ（外出・休養等）のため、あるいは養護学校長期休暇時等（夏休み・放課後）における障害児の日中活動の場としてご利用いただけます。
- ・ 南佐久郡各町村の障害児・者タイムケア事業実施要綱に基づいて事業を実施します。

2、 利用できる方

- ・ 南佐久郡内に居住する在宅の障害児（主に中・高等部生）・者。利用に当たっては事前に町村にて登録が必要です。
- ・ 直接「はぁーと工房ポップ」にご相談いただいた場合は町村と連絡を取りスムーズに利用できるよう支援いたします。

3、 利用時間

- ・ 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までです。
- ・ 利用希望日の4日前までに利用のお申し込みをお願いいたします（急を要する場合はこの限りではありません）。なお利用希望日において事業所利用者が多い場合や職員配置の都合上お断りする場合があります。

4、 活動内容

- ・ 施設内での見守り、及び一部介助
- ・ 日課は個々の利用者の状況に応じて活動内容を設定します。

5、 利用料

- ・ 一時間あたり100円を施設にお支払いください。なお一人年間300時間を超えた場合は実費全額（町村によって異なります）をお支払いいただきます。
- ・ その他見守り中の活動に掛った費用（食費、個別活動材料費、職員の付添い費用等）は実費負担をしていただきます。

6、 送迎について

- ・ 職員配置の都合上、原則として送迎は行いません。

- ・ ご希望される方の通所手段がない場合はそれぞれの町村と協議させていただき、個別に相談に応じます。

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。